

滋賀県子どもの権利委員会の運営状況等について

教育・子ども若者・警察常任委員会 資料2
令和8年（2026年）10月7日
子ども若者部 子どもの権利室

令和7年10月1日に滋賀県子どもの権利委員会を設置し、1年経過後の現在の運営状況について報告します。

1 運営状況等

（1）個別救済の申立等の状況

・申立等に係る相談件数：11件（令和8年9月末時点）

（内訳）相談者が申立を希望しての相談件数：8件

相談内容から相談員が権利委員会の案内を行った相談件数：3件

参考：申立窓口である「こころんだいやる」での電話相談件数：2,241件（R7.10.1～R8.9.30）

・新規申立件数：4件（令和8年9月末時点）

既に関係機関に何度も相談しているものの、解決の糸口が見えない、子どもが納得できる対応がされないなど、相談だけでは解決が難しい複雑な事案である。（いずれも継続調整中）

申立の内容：「いじめに関する事」1件、「学校の対応に関する事」1件、
「学校以外の施設の対応に関する事」2件

子どもの年齢属性：小学生3件、中学生1件

申立人：子どもの保護者4件

（2）委員会の開催状況等

・委員会開催回数：18回

・個別事案調査・調整活動（面談日数）：31回（本人・保護者15回、関係機関※16回）※市町関係部署・学校など ※面接以外に書面等による調査や確認などを実施

1回の面談の中でも、子ども単独での面談時間を設定するなど、
子どもの声を中心に聞くことを重視して行っている。

・出前講座の実施回数：19回（令和7年度：5回、令和8年度：14回）

うち委員によるもの：16回（令和7年度：3回、令和8年度：13回）

※ 今後、年度内に10回実施予定あり

【主な実施対象】

子ども向け：小学校、中学校、高校、放課後児童クラブ 等

大人向け：教員・保育士等向けの各種研修、各種団体・一般向け人権研修 等

2 この1年の評価

- ・相談だけでは解決が難しく、解決の糸口が見えない事案において、孤立しがちな子どもに寄り添い、子どもの思いを中心に関係機関との調整等を行い、解決を目指す仕組みを構築することができた。
- ・心理の専門家による子どもに寄り添った丁寧な面談の繰り返しなど、子ども・保護者との信頼関係を構築し、子どもの思いを中心とした丁寧な対応を行うことができた。
- ・膠着状態になりがちな事案に対し、委員の各分野の専門的な知見を活かして、関係者への調査・調整を進めることで、解決に向けて進展することができた。
- ・子ども基本条例の施行等により、子どもの権利への関心が高まる中、出前講座に想定を上回る申込みがあり、この機を逃さず、効果的に権利の理解促進、啓発につなげることができた。

3 課題と対応

(1) 課題	(2) 今後の対応
①相談窓口・委員会の周知等 ・子どもがSOSを確実に受け止められるよう、相談窓口や委員会の存在・役割の周知を継続する必要がある。また、委員会による対応が必要な事案が適切に委員会につなげられる体制を整える必要がある。	①相談窓口・委員会の周知等 ・相談窓口と委員会の窓口である「ころん дайやる」や委員会の役割等について継続的な広報・周知を行う。また、市町等の相談機関での事案が適切に委員会につながるよう、連携を進める。
②個別事案への対応 ・委員会は強制力を持たず、関係機関の協力が必要であるが、委員会の介入への警戒感や、個人情報の取扱いの違い等から、情報共有や関係構築に時間がかかる傾向がある。 ・既存制度で問題解決の仕組みがある場合（例：いじめにおける学校等によるいじめ調査など）において、委員会がどこまでの役割を担うのかなど、<u>委員会としての対応範囲を慎重に見極めていく必要がある。</u> ・事案の終結のイメージとして、<u>子どもの納得感の確認方法や必要に応じた制度改正等の意見陳述などの具体的手法等を一定検討しておく必要がある。</u>	②個別事案への対応 ・関係機関に対して、<u>子どもに寄り添った解決を目指すこと等への理解を求め、早期の協力関係の構築に努めていくとともに、事案を積み重ねながら、関係機関全体に委員会の役割等への理解の浸透を図る。</u> ・既存制度の運用状況と、個々の事案の状況を照らし合わせながら、委員の専門的な知見を活かし、必要な対応を行うとともに、<u>事案を積み重ねる中で、一定の対応範囲の目安の検討を進める。</u> ・事案の進捗等にあわせて、先進地の状況等を参考にしながら、委員による協議により、解決の手法等を確立させていく。

滋賀県子どもの権利委員会の概要等

1 委員会の概要

・滋賀県子ども基本条例第15条に基づき、子どもの権利の侵害に係る相談について、相談では解決が見込めない時に、当該事案の解決に向けて調査・調整等を行う知事の附属機関として令和7年10月1日に設置。

- ・委員数5名（分野：学識経験、法律、心理、社会福祉、教育・人権）
- ・委員会の職務

①子どもを権利侵害から守る個別救済

電話等の相談だけでは解決しない子どもの権利侵害事案に対し、解決に向けた調査・調整。

②子どもの声を踏まえた制度提案（本県独自の規程）

個別救済の過程で明らかになった制度的課題等について知事に意見を述べるができる。

③子どもの権利の周知啓発

委員による出前講座の実施など、県が行う条例や子どもの権利に関する周知啓発への協力。

委員一覧（50音順）

区分	氏名	現職
心理	浦田 雅夫	京都女子大学発達教育学部教授
社会福祉	久保 宏子	子どもの虐待防止ネットワークしが 理事
学識経験	野田 正人	立命館大学 名誉教授
教育/人権	森 由利子	滋賀県人権センター 副理事長
法律	山本 久子	草津法律事務所

2 権利委員会の個別事案対応

「こころんだいやる」において、状況に応じて委員会を案内。申立後は委員全体の合議と担当委員の調査等を繰返し、解決を目指す。

子ども・子育て応援センター

受付窓口【こころんだいやる】（既存電話相談）

電話：0120-0-78310

対応時間等 9:00～21:00（12/29～1/3除く）

相談電話の中で、相談対応では解決が難しい、第三者の調整が望ましい等の場合に委員会への申立を案内

申立

滋賀県子どもの権利委員会

委員会（委員全体合議）

調査・調整等の方針検討

担当委員からの調査・調整
の状況報告
調査・調整の方針の確認

調査等の終結の判断
（子ども本人の意向を重視）

担当委員（個別）

子ども・保護者への面談
関係者への調査・調整



状況の改善